

# 総務委員会会議録

令和6年2月5日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:32

## 【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報公開について

## 【 報告事項 】

1. 懲戒処分取消訴訟について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○契約課長

提出しております資料2件につきまして説明いたします。「直方市の公契約条例について」、それともう一つが、「総合評価落札方式における工事成績評定点について」の資料を提出しております。

まず、「直方市の公契約条例について」、説明いたします。

なお、本資料を作成するに当たり、先月19日に直方市へ伺い、内容を教示いただいております。

資料1ページをお願いします。直方市公契約条例は、対象業務に従事する労働者の適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上と、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成25年12月に条例施行、平成26年4月1日以後に締結する公契約等から適用されています。

3番の条例の適用範囲としましては、予定価格が5千万円以上の工事または製造の請負業務、予定価格が1千万円以上の工事及び製造以外の業務委託契約、また、予定価格が1千万円以上の指定管理協定のうち、予定価格に対して人件費の占める割合が概ね7割以上の業務となっています。

4番の労務報酬下限額は毎年定められており、工事または製造の請負契約は、公共工事設計労務単価の80%に基づき定める1時間当たりの金額、業務委託等に関しては、当該業務の標準的な賃金と認められる1時間当たりの金額ということで、直方市では会計年度任用職員、事務補助職員の給料を下回らないということを基準としています。

資料2ページをお願いします。条例に基づく受注者と受注関係者等の義務、条例に違反した場合の措置及び条例施行後の検証体制を示しております。

資料3ページ、公契約条例対象案件の流れ、資料4ページでは公契約条例の規定による賃金等の最低額につきましては、直方市が作成している「直方市公契約条例の手引き」から抜粋した資料となります。

資料4ページの賃金等の最低額は先ほど説明しましたが、毎年市長が定め、3月末の告示をされているものでございます。公契約条例については以上になります。

次に、「総合評価落札方式における工事成績評定点について」、資料5ページをお願いします。こちらは平成30年度から令和4年度に実施いたしました総合評価落札方式における建築一式工事の工事成績評定点の一覧表でございます。

導入当初の平成30年度、令和元年度では、一番右に工事成績評定点を書いておりますが、70点台でしたが、令和2年度以降は80点台、90点台で推移しており、本方式の導入によ

り、徐々にではありますが品質の向上が図られている、各事業者の技術力の向上につながっていると認識しております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

直方市の公契約条例の概要、ありがとうございます。私から何点かご質問させていただきませんが、この直方市がこの公契約条例を入れる経緯ですけれども、条例制定することになった経緯が、もし把握されていたらご答弁をよろしくお願いいたします。

○契約課長

公契約条例に関しましては、平成28年4月に直方市へ先進市視察を飯塚市のほうで行っておりまして、その際にお聞きした内容をお答えいたします。

直方市では、平成18年12月議会を皮切りに合計3度にわたり、公契約条例の制定に関わる一般質問等が出され、さらには労働者関係団体をはじめ、福岡県弁護士会や福岡県社会保険労務士会などからも意見書や要請書が出されたそうでございます。当時の直轄地域において、リーマンショック以降の景気低迷の中で、国及び市の経済対策等が実施されたにもかかわらず、地域経済は低迷し、雇用環境の改善も見られない状況が続いている中、市としても、賃金下落の動きに一定の歯止めをかけ、工事や公共サービスの質の確保とともに、地域社会や地域経済の活性化のために一歩踏み出さざるを得ないとの判断から、平成23年9月頃から公契約条例制定に向けての取組を始められました。

その後、条例制定に向けた取組を具現化するために、平成24年4月に財務制度改革担当参事補が配置をされまして、平成24年7月には、指名業者の事業主及び労働者に対し、労働条件や賃金形態等を調査する「公契約条例に関するアンケート」を実施されております。このアンケート結果を踏まえまして、平成25年6月に学識経験者及び労使代表委員、計5名による直方市公契約条例策定審議会を設置されています。

審議会での条例素案の審議、パブリックコメントを経て、平成25年11月、審議会から市長へ条例案が答申されました。これを受けて平成25年12月議会に公契約条例の議案を上程、全会一致で可決され、平成26年4月1日施行という運びになったと伺っております。

○田中武委員

大変ご苦労されたようですけれども、この条例制定に当たって、直方市も相当いろんな手続をしてご苦労された点が多かったというふうに思いますが、その点少し把握されていまして、ご答弁のほうよろしく申し上げます。

○契約課長

以前、視察で伺った際に聞いた内容となりますが、ご苦労された点などお伺いしまして、当時の状況、平成23年頃の状況ですが、条例制定よりも公共工事を増やしてほしいというご意見も多々頂いている中での取組開始だったこと。当時、公契約条例は、10にも満たない自治体、しかも人口規模の大きな自治体で、関東地方にある自治体しか制定しておらず、参考となる事例も少なく、直方市で同規模の条例が制定できるのかなどの不安も抱えておられたようございます。また、条例制定の審議を進める中で、事業者代表の方の理解を得るために、適用範囲などの整備・調整等にご苦労されたとお伺っております。

○田中武委員

それでは条例制定後、この公契約を締結された実績についてお尋ねいたします。

○契約課長

実績ということでございますが、先月19日に直方市へ再度視察にお伺いしまして、その内

容をお答えいたします。平成26年4月1日の条例施行以降の契約実績につきましては、条例施行後の3か年と、直近の3か年の実績について、お答えをさせていただきます。工事契約につきましては、平成26年度が全体工事数109件のうち1件、平成27年度が全体数103件のうち3件、平成28年度が全体数111件のうち15件、直近になりますが、令和2年度が全体数76件のうち19件、令和3年度が全体数83件のうち13件、令和4年度が全体数74件のうち14件となっております。

委託業務契約につきましては、平成26年度が14件、平成27年度が19件、平成28年度が28件、令和2年度が22件、令和3年度が22件、令和4年度が21件でございます。なお、委託業務につきましては、契約担当課ではなく各所管課において入札契約業務を行っているということで、全体数の把握はしていないということでもございました。

○田中武委員

委託業務のほうが多いということですね。平成26年の条例施行から約10年が経過をするわけですが、成果や今後の課題等について把握されていたら、ご答弁をお願いします。

○契約課長

ただいまの質疑につきましても、先月伺った内容でございますが、成果といたしましては、条例制定後、毎年前年度の公契約対象事業者にアンケートを実施されているそうですが、意見として中途採用での応募者増加、離職率減などの成果があったということ。周辺自治体との比較で賃金が高いことから人材確保に有利であったこと。従業員にとっても、条件面で魅力的なものとなり適正な労働条件が確保できているというようなよい意見もある一方で、最低賃金を上回る労務報酬下限額は、中小・零細企業の経営を無視しているといった厳しい意見も頂いていたということでもございます。目に見えるレベルでの効果があるということは、言いがたく効果を数値化しづらいという課題はあるそうですが、アンケートの内容からは、一定の効果はあると判断しているとのことでした。また、今後の課題としましては、対象範囲の拡大や労務報酬下限額の引上げなどについて、検討していきたいということでも伺っております。

○田中武委員

一定の効果があるということで了解しました。それでは条例制定に関して、これまでも本市議会や委員会での場でも複数の同僚議員が質問や質疑を行ってきたところですが、それを受けて本市での検討や研究をした経緯があるのか、お尋ねいたします。

○契約課長

本市で、これまでにやってきた調査等でございますが、まず平成28年4月に直方市への先進地視察を行い、公契約条例を制定するに至った経緯、制定前の事務手続や調整事項、制定後の状況等について、お話を伺っております。また、平成30年11月には、賃金条項を有する公契約条例を制定している自治体に対し、公契約の対象案件、条例遵守の確認方法、条例に定める最低賃金の考え方、公契約条例の制定・運用に関する課題等について調査を行っております。

○田中武委員

それでは、調査結果を集約分析などされたと思いますけれども、本市で公契約条例を制定する場合に、どのような課題等が考えられるのか、お示してください。

○契約課長

先進地視察や調査実施により見えてきた課題といたしましては、まず、事業者の皆様のご理解を得られるのかという課題がございます。具体的には、公契約条例の制定により、賃金台帳を作成、提出するの必要があり、その事務量の増に伴う業務コスト増をどう補填するのか。条例対象以外の業務に携わる労働者との賃金格差をどう解消するのかなどの課題が考えられる点でございます。また、本市としましては、実務上の課題があると考えております。具体的には、

条例の効果など実効性の確保をどのように行うのか。制定に伴う事務量の増に対し、組織体制は整備できるのか。条例の適用となる業種、建設工事や業務委託等となりますが、その業種の対象範囲をどのように設定するのか。市独自の労務報酬下限額をどのように設定するのかなどが考えられます。さらに法的な課題、例えば最低賃金法等の労働法上の課題、地方自治法上の課題などもあるものと考えております。

○田中武委員

最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとなっていますね。お隣の直方市でも、たくさんの課題があったんだろうと思いますけれども、それをクリアされ条例を制定されていますけれども、本市でも早急にこの条例制定に向け取組をしていただきたいというふうに思いますが、やっていただけるでしょうか。

○契約課長

直方市の公契約条例策定の背景には、公共事業が非常に少なくなっているという中で、そこに携わる従業員の適切な賃金確保が非常に厳しい状況にあったということから、条例策定の機運が高まったというふうにお聞きしておりますので、本市とは若干事情が異なるものと考えております。前回の本委員会でご答弁いたしました、国においては、賃金等の労働条件は最低賃金法等の関係法令に反しない限りにおいて、労使が自主的に決定することとされているという見解が示されていること。また、先ほどもご答弁いたしました、本市で条例を策定するためには、様々な課題を解決する必要があり、早期の策定は困難であると考えております。一方で労働者の雇用条件等の安定化に向けた本市の取組としまして、現在130万円以上の建設工事の入札に関しては、最低制限価格を設定しておりますが、この価格は国の基準に準拠するもので、国のほうで引上げがあった場合は、本市もそれに合わせて引上げを行うなど、適正な価格維持、労働環境の整備に努めております。また現在、総合評価落札方式を試行導入しておりますが、価格だけではなく施工内容を評価することでダンピング防止に努めておるところでございますが、今後は対象金額や対象業務の拡充、例えば専門工事も対象とすることなども検討していきたいというふうに考えております。現状としましては、公契約条例を策定する考えはございませんが、社会情勢の変化も注視しながら、引き続き研究を行うとともに、現行入札制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○田中武委員

本市としてもこの公契約条例を策定する環境ではない、大変厳しいというところで受け止めました。実は総務委員会で、昨年11月に行政視察で岩手県北上市に行きました。北上市では、公契約条例が制定をされていまして、その経緯については、平成25年6月に公契約大綱などを策定しながら公契約の公正性や公平性の確保に取り組んできたそうです。

平成31年4月に北上市の公契約条例が新たに制定をすることになって、公契約に関わる基本方針や基本事項を定めて公契約を適正かつ適切な履行を図りながら、地域経済の健全な発展に寄与することで大綱での取組をしたということ聞いております。目的については、市や受注者の責務を明らかにしているわけですがけれども、市の責務としては、契約の公正性や透明性の確保、それから品質及び適正な履行の確保、地域経済の健全な発展、それから労働者等の適正な労働管理を確保することになっています。

受注者の責務もありまして、社会的責任を自覚しながら、労働基準法やその他の関係法令を遵守するとともに、公契約を適正に実行するものとし、労働者等の適切な労働環境の確保に努めなければならないというふうにされております。このことは、市は、そこで働く労働者の労働時間、それから賃金、その労働条件について、状況について報告を受けながら、必要があると認めるときは、その改善の要求等ができるというふうになっています。この公契約条例、まだまだ課長が言うておるみたいに全国的に広がりを見ていませんけれども、今後、社会情勢ももしかしたら急速に変化をするかもしれません。引き続き研究を行っていただくように要望い

たしまして、私からの質疑を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「情報公開について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○総務課長

前回の閉会中の委員会で資料要求を頂いておりました「情報公開コーナー収蔵資料一覧表」を提出させていただいております。この資料につきましては、市役所本庁舎1階の情報公開コーナーに置かれております資料の分類と名称をまとめたものになります。

情報公開コーナーにつきましては、飯塚市情報公開条例第25条第2項に基づきまして、情報公開請求者が速やかに情報を検索できるように情報目録を備え置くことを、また広報・刊行物その他の資料を閲覧できるよう設置しているものでございます。資料を備え置く基準といたしましては、飯塚市情報公開条例施行規則第7条の規定に基づき、市が作成いたしました計画書や附属機関の会議録、議会関係資料、統計書等の行政資料の公表を行っているものでございます。

なお、市民の方から当該コーナーに対し、新たな資料の設置に関しての要望やご意見等につきましては、近年承っておりませんので、今回資料としては提出をいたしておりません。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○赤尾委員

資料の提出ありがとうございました。私からちょっと公開場所について、まずお尋ねしたいと思います。1階の情報コーナーには、本当にたくさんの資料が備付けてあると思いますが、情報公開コーナーの資料は、本市のホームページも公開しているものが多数あると思います。その中で、重複している部分というか、ホームページで公開しているものがどのくらいあるのか、割合でいいので教えていただけますか。

○総務課長

割合といえますか、資料のうち市のホームページにおきまして、例規類集をはじめ、市の資料、議会関係資料、計画、広報紙につきましては、おおむね公開をしているものと承知しております。

○赤尾委員

情報を求めて来られる市民の方が、どういった検索方法で、その資料を探すのかについてちょっとお尋ねしたいんですけど、例えば、今、提出をして頂いた資料で1番の飯塚市例規類集を探そうと思えば、どのようにして探すのか、教えていただけますか。

○総務課長

情報公開コーナーに収蔵場所一覧の表示とともに、資料がどの棚に置かれているか分かるように、収蔵資料一覧表に棚番号を明記したものを備え置いております。これを見ていただければと思います。

○赤尾委員

それと市民の求める情報も多種多様化しているものと思われそうですが、そもそも市民が求める情報が、公開対象なのかそうではないのかというのは、どういうふうに行うことができるんで

しょうか。

○総務課長

飯塚市の情報公開条例におきまして、公開請求に係る情報は原則公開というふうになっております。行政文書を公開することによりまして個人や法人の権利・利益が侵害されたり、行政の公正または適正な執行が著しく損なわれる場合においては、原則公開の例外として条例第8条において、適用除外事項を定めております。この適用除外に該当していなければ、原則公開ということになります。飯塚市の情報公開条例については、市のホームページで公開しております。ただ市民の方が求める情報が公開対象か否かにつきましては、条例に基づき個別具体的な事案ごとに判断をさせていただくというような形にはなると思います。

○赤尾委員

次に要望なんですけど、まず大体1階の情報公開コーナーに設置してある情報というのは、ホームページでも公開してあるということなんですけど、例えばそこに棚のところにQRコードなんかを設けてもらって、ホームページ上で再確認ができるような、そういうようなちょっとサービスというか、取組をやっていただくと、また例えば、情報を求められて来られた市民が再来庁する必要がなくなるとか、そういったところで利便性が向上すると思いますので、そういったところを、ちょっとご検討を頂きたいと思います。

○総務課長

情報公開コーナーにつきましては、棚ごと種類を分類して設置しておりますので、例えば情報公開コーナーの資料のうち、例規類集のページの資料を閲覧したい場合には、市のホームページ内に例規を検索するページを案内するQRコードの設置などを行うなど、市民の方が容易に情報にアクセスできるような環境整備について考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「懲戒処分取消訴訟について」報告を求めます。

○人事課長

懲戒処分取消訴訟につきまして、ご報告いたします。

資料をお願いします。令和3年9月13日に懲戒免職処分とした元市職員から、令和5年10月17日付で処分取消の訴えが、飯塚市を被告とし、福岡地方裁判所に懲戒処分取消請求事件として訴状が提出され、令和5年11月2日付で受理しましたので、その概要を報告します。

懲戒処分に至った経緯でございますが、令和2年6月13日に元市職員が交通法規違反「酒気帯び運転」により現行犯逮捕される事案が発生し、令和2年6月24日付で刑事事件として起訴されました。これらに類似する事件の処分は、行政処分及び刑事処分の確定後に行っており、本案件についても、処分の時期は裁判の判決による刑事処分確定後、速やかに実施することとしておりました。その後、裁判が行われておりましたが、判決が出る前、つまり刑事処分が確定する前の令和3年9月1日付で同年9月30日での退職の申出があったことから、退職前に本市としての処分を行う必要があるため、人事諮問委員会で審議し、令和3年9月13日

付で懲戒免職処分としたものです。

懲戒処分後の経過としましては、処分に不服がある場合は、地方公務員法の規定により、3か月以内に飯塚市等公平委員会に対して審査請求を行うことができるとされており、令和3年12月6日に元市職員から代理人を介し、飯塚市等公平委員会に審査請求書が送達されました。これを受け、令和3年12月17日に公平委員会が審査請求を受理し、審議が行われた結果、令和5年5月17日付で、本審査請求は棄却されております。

処分に対する取消訴訟の提起の期間はその後6か月となっており、元市職員から、令和5年10月17日付で、飯塚市を被告とし、処分取消の訴えが福岡地方裁判所に提起されまのでございます。

なお、元市職員が令和2年6月24日付で刑事事件として起訴された事件については、令和4年4月18日に福岡地方裁判所飯塚支部にて、懲役8か月執行猶予3年の判決が言い渡されており、後に控訴されましたが取り下げられておりますので、刑が確定しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。